

医療・福祉職子育て世帯移住支援金

令和6年7月1日スタート！

三沢市は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、**青森県外から三沢市に移住**された方が支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において**医療・福祉職子育て世帯移住支援金**を交付します！

① 支援金の額

基本額 **100万円**

子育て世帯加算 子ども一人あたり **100万円**

ひとり親世帯加算 **100万円**

※子育て世帯→18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯

※ひとり親世帯→子育て世帯のうち、18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯

※**三沢市移住支援金との併給は不可**（ひとり親世帯加算のみ交付対象）

ひとり親世帯で18歳未満の子ども2人と移住した場合は、**合計400万円**が交付されます！



② 対象者の主な要件

✍️ **医療・福祉職の資格がある方**

18歳未満のお子さんとともに**青森県外から三沢市内に移住**し、青森県内の医療・福祉施設等で事業対象資格（③）に基づく業務に就業した方

✍️ **医療・福祉職の資格がない方**

18歳未満のお子さんとともに**青森県外から三沢市内に移住**し、事業対象資格の取得を目的に青森県内の養成機関（④）に就学した方

※三沢市に転入してから**1年以内**の方が対象
※その他支援金の返還を含む各種要件あり

③ 事業対象資格の一例

医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士など

※青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」やハローワークなどの機関での紹介求人であることが条件

たくさんの**事業対象資格**があるのね！



交付を受けた**翌年度から5年間**、就業（就学）や居住の状況を報告していただきます！

④ 青森県内の養成機関の一例

医師養成校、薬剤師養成校、看護師等養成所、診療放射線技師養成校、臨床検査技師養成校、理学療法士養成校、作業療法士養成校、言語聴覚士養成校、歯科衛生士・歯科技工士養成校、救急救命士養成校、管理栄養士養成校、栄養士養成校、保育士養成校、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設など

申請期限は令和7年1月17日までとなっております。申請はお早めに！

三沢市役所 政策調整課 企画戦略係（三沢市桜町1-1-38 本館2階）

TEL：0176-53-5111（内531）

E-mail：msw_kikaku@misawashi.aomori.jp

詳細は**三沢市移住**
サイトをチェック！

